

# 公 告

公告第32号  
令和7年5月12日

分任契約担当官  
陸上自衛隊小郡駐屯地  
第361会計隊長 瀬川 清明

下記のとおり一般競争入札を行います。

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 使用済車両売却 (別紙内訳書のとおり)
- (2) 引 渡 場 所 : 陸上自衛隊小郡駐屯地
- (3) 引取 (引渡) 期限 : 代金納付の日から5日以内 (令和8年3月31日までに搬出)
- (4) 代 金 納 付 期 限 : 令和8年3月31日 (火)

### 2 競争参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること
- (3) 令和7・8・9年度資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) で「物品の買受け」C等級以上の資格を有する者
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号) に示す4つの業者資格 (引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業) を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時までに下請負承認申請書及び下請業者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。
- (8) 下請け業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (9) 下請負承認申請書に下請者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は、当該下請負を承認しない。下請負に対する電話等による確認は令和7年5月27日17時00分までとする。
- (10) 4項の入札心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約した業者とする。なお、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。
- (11) 入札参加を希望する者は、令和7年5月28日 (水) 17時00分までに電話連絡すること。

### 3 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和7年6月3日 (火) 14時00分
- (2) 場 所 : 陸上自衛隊小郡駐屯地図書室

### 4 契約条項・入札心得を示す場所

陸上自衛隊小郡駐屯地 第361会計隊事務室、西部方面会計隊ホームページ

## 5 入札説明会

実施しない

ただし、現場確認を希望する場合は、令和7年5月12日（月）～令和7年5月29日（木）の間（土・日・祝日を除く8時30分から17時00分の間のみ）で、現場確認日の2日前までに13（2）の担当者に連絡をし日程を調整すること。

なお、未確認にて入札書提出の場合は、現場の状況及び現物を理解したものとして取り扱う。

また、現物確認等における移動費用等（旅費等）に関しては全て業者側の負担によるものとする。

## 6 保証金に関する事項

### (1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する

### (2) 契約保証金：免除

ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金の100分の10以上を違約金として徴収する

## 7 落札決定方法

### (1) 総額決定（税抜き）

(2) 総額が予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。

(3) 総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札の時期は別途連絡する。

## 8 入札の無効

(1) 電信、電話及びFAXによる入札

(2) 入札参加資格のない者、又は参加制限がされている者が行った入札

(3) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明又は識別し難い場合

(4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) その他入札に関する事項に違反した入札

## 9 契約書の作成

(1) 落札決定後、速やかに契約書を作成します。

(2) 適用する契約条項

「不用物品売払契約条項」

「売払い物品の解体に関する特約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(3) 落札者は、契約締結までに作業工程表の提出をお願いします。

## 10 違約金等

(1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

(2) 解体証明書及び破碎証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

## 11 公告掲示場所

陸上自衛隊小郡駐屯地 第361会計隊事務室、西部方面会計隊ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>

## 12 その他

- (1) 入札前日までに資格審査結果通知書(写)の提出をお願いします。(FAX可)
- (2) 代理人が入札に参加する場合は、入札開始前までに委任状を提出すること
- (3) 郵便による入札の場合は、書留等配達証明の残る形式で令和7年6月2日(月)17時までに必着するように送付すること。また、封筒の表紙に「入札日、入札件名」を記載すること。
- (4) 契約条項及び入札等参加者心得を確認の上、暴力団排除に関する事項に誓約する旨(当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。)を入札書に付記し、あわせて内訳書を提供するものとする。
- (5) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (6) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (7) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (8) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

## 13 問い合わせ先

- (1) 入札及び契約事項に関する事項  
陸上自衛隊小郡駐屯地 第361会計隊 契約班 渡邊・秋山  
TEL 0942-72-3161 (内線347)  
FAX 0942-72-3161 (内線344)
  
- (2) 内訳書の内容及び現物(現場)確認に関する事項  
陸上自衛隊小郡駐屯地 業務隊 補給科 佐々野  
TEL 0942-72-3161 (内線323)